

令和6年1月12日

事業者殿

一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会  
 登録番号 T3090005000182  
 甲府市北口2-15-1 (電話 251-6626)  
<http://www.yamanashi-roukiren.com/>

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(学科)の実施について

貨物自動車での荷役作業時の墜落、転落などの労働災害を防止するための安全対策の強化を目的として、労働安全衛生規則の一部が改正され、昇降設備の設置、保護帽の着用義務の範囲拡大、運転位置から離れる場合の措置の適用除外等が令和5年10月1日から施行されました。さらに、令和6年2月1日からは、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務が特別教育の対象となります。

山梨労働局長の登録講習機関である当会では、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育として、以下の2通りの特別教育を実施します。

テールゲートリフター特別教育(学科) : A 作業者向け 学科4時間  
 テールゲートリフター特別教育(学科、実技のための教育を含む) : B 実技教育担当者向け 学科4時間+実技のための教育※1時間  
 つきましては、各事業場において、規則改正に鑑み対象となられる皆様方が受講されますようご案内申し上げます。なお、当該講習は、事業場内で学科教育を行うインストラクター養成教育ではありません。お間違えの無いようお願い申し上げます。

記

- 日時 令和6年2月15日(木) 午前8時45分~(受付)
- 場所 **山梨県中小企業人材開発センター** (甲府市大津町2130-2)  
 ※ ただし、駐車スペースに限りがありますので、<http://www.yavada.jp/access.html> でご覧下さい。  
 地図明細 : <http://www.yavada.jp/access.html> でご覧下さい。
- 受講料等 テールゲートリフター特別教育 A 8,910円(税込)  
 テールゲートリフター特別教育 B 10,120円(税込) 詳細は右記をご覧ください。  
 ★ 受講料につきましては、必ず申込み手続きを済ませてから、令和6年2月6日までに右記の指定口座に“振込み”をお願いします。
- 修了証 講習科目を全部受講した者には修了証を交付します。
- 申込方法 申込書に所定事項記入の上、令和6年2月6日までに当会に申し込んで下さい。(FAX可 055-251-6615)
- その他

- (1) 申し込み後の取消(キャンセル)は、講習日5日前(令和6年2月7日)までとします。以降の取消は欠席扱いとし、受講料の返金はいたしませんのでご注意ください。未納の場合にはご請求いたします。
- (2) 受講者の変更については、講習日2日前(令和6年2月13日)までに申し出ください。
- (3) 定員(30名)に達した時は、申込期日前でも締め切ることがあります。

※実技のための教育

実技教育を実施する際のポイントを学びます。

実技教育については、事業場にあるテールゲートリフターを使用して、関係法令、ガイドライン等の安全作業を念頭、実技教育担当者

【実技の科目について十分な知識、経験等を有する者(令5.3.28 基発0328号)】が行う必要があります。

実技教育担当者は、上記教育Bを受講し、適切な実技教育を行うことが望まれます。

7 講習科目及び時間割

	テールゲートリフター特別教育 A	テールゲートリフター特別教育 B
9:00-9:30	関係法令	
9:30-11:10	テールゲートリフターに関する知識 (小休止10分)	
11:20-14:10	テールゲートリフターによる作業に関する知識 (昼食休憩50分)	
14:10-14:20	修了証交付、閉講	小休止
14:20-15:20	実技教育のポイント	
15:20-	修了証交付、閉講	

注(1)原則として遅刻は認めません。時間厳守をお願いします。(2)講師の都合により科目、時間を変更することもあります。

◆今回の特別教育は、学科のみを行うものです。

実技については、それぞれの関係事業場において、今回の学科修了者に対して使用機材(車両)により、所定の時間を実施して下さい。

◆実技等の時間は、労働安全衛生法では右記を修了したものが、実技修了者と認められます。

実技科目	実技時間
操作方法等	2時間

----- きりとり線 -----

テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(学科)受講申込書 (令和6年2月15日実施)

フリガナ				昭和	年	月	日
氏名	男・女			生年月日	平成		
現住所	〒						
担当窓口	部署名	担当者名	電話番号				
			FAX番号				
★記載に当たっては、労働者名簿等によりよく確認し、楷書で誤りのないよう記して下さい。 上記のとおり申込みます。 令和 年 月 日 郵便番号 〒 所在地 事業場名 電話番号 ( )							
一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会長 殿							

該当する講習を○で囲んで下さい

テールゲートリフター特別教育 A	テールゲートリフター特別教育 B
受講料 7,000円 テキスト代 1,100円	受講料 8,000円 テキスト代 1,200円
計 8,100円 消費税(10%) 810円 合計 8,910円	計 9,200円 消費税(10%) 920円 合計 10,120円

上記金額を次の指定口座に、令和6年2月6日 までにお振込み下さい。

振込口座：山梨中央銀行武田通支店 普通 674128  
 (一社) 山梨県労働基準協会連合会

※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます

請求書は本通にて、領収証は金融機関発行の「振込金受取書」にて、ご対応いただけますよう、お願いいたします。

一般社団法人山梨県労働基準協会連合会 登録番号 T3090005000182

【個人情報について】ご記入いただいた個人情報につきましては、当会が関係をもって管理し、申込みいただいたサービスの提供と業務のために使用いたします。